

仕 様 書

奈良県中央卸売市場清掃組合（以下「甲」という。）が、奈良県中央卸売市場（以下、「中央卸売市場」という。）の事業活動等に伴い発生する再生利用が可能である魚アラ（以下「再生原料」という。）を契約相手方（以下「乙」という。）に売却するにあたり締結した契約（以下「売買契約」という。）に適用する条件は次のとおりとする。

1 引き渡しの手順について

- (1) 乙は、中央卸売市場の廃棄物・再生原料集積所内（以下「集積所」という。）の甲が指定した場所に、蓋付きの収集用容器を設置し、甲が当該容器に投入した再生原料を収集すること。
- (2) 乙は、集積所において、甲が集積所の管理を委託した者（以下「管理受託者」という。）の立ち会いの下、収集した再生原料の重量（血水を含む。）を計量すること。
- (3) 乙は、計量を行った日時及び重量を記録簿に記入し、管理受託者が別に作成する記録簿と内容の確認をすること。なお、記録簿への記入に代えて、計量器から出力される証拠書類（レシート）を双方が保管することとしても差し支えない。
- (4) 乙は、(3)の確認作業が完了した後、再生原料の引き渡しを受けること。

2 収集及び引き渡しの頻度等について

乙は、中央卸売市場の開場日の午前9時から午後1時までに、一日に一回以上、再生原料の収集を行うものとする。

3 収集及び引き渡しに用いる機器等について

収集及び引き渡しに用いる計量器、フォークリフトについて、乙は、集積所内に常備するこれらの機器を収集作業の際に使用することができるものとする。

使用の際は管理受託者に申告し、機器等の破損並びに事故のないように使用すること。

4 収集作業時の清潔保持について

乙は、収集作業を行なう際は清潔の保持に努め、血水、魚アラの破片等をその場に廃棄してはならない。作業場所が汚れたときは、速やかに清掃すること。

5 集計表の作成について

乙は、一日ごとの引き取り数量（血水含む。）を記載した集計表を毎月作成し、翌月5日までに甲に提出するものとする。

6 提出書類

乙は、売買契約締結後1週間以内に、次の書類を甲に提出するものとする。

- ①収集・運搬業務の担当者（運転者）の氏名が記載された書類
- ②収集・運搬業務を行う際に用いる車両の検査証の写し及び写真
- ③中央卸売市場から「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号）第11条及び第12条の定めるところにより登録を受けた事業場までの運送経路、中継場所の所在地等を記載した運送計画書

7. 回収時の注意事項について

乙は集積所内では周囲の安全に努め、事故のないように努めること。

また、集積所内では必ず管理受託者の指示に従って作業すること。

8 引取予定数量（令和7年実績による）

1月平均 約26,000キログラム（年間 約315,000キログラム）

ただし、次の点に留意すること。

- ・当該数量は令和7年の売却実績によるものであり、保証されるものではないこと。
- ・当該数量に含まれる血水割合は過去の実績では約6%。
- ・季節、気候の変動や、中央卸売市場の商品の流通変動等により、再生原料の排出量の増減があること。
- ・中央卸売市場ではゴミの減量化対策に取り組んでいるところであり、これに伴い再生原料の排出量も減少する可能性のあること。

令和7年												(単位: kg)
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
24,230	19,176	23,554	29,601	29,009	26,453	27,465	29,764	25,883	27,103	24,069	29,674	315,981